

議案第12号

新居浜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「法第55条第1項」を「法第55条第1項（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」に、「病院等（同項）」を「病院等（法第55条第1項）」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」を「法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第4号中「法第55条第2項第2号」を「法第55条第2項第2号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」に、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

（5）法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつたもの

第5条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第 2 項から第 5 項までを削り、附則第 6 項を附則第 2 項とする。

#### 附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

#### 提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正され、住所地特例の規定が追加されたこと等に伴い、所要の条文整備を行うため、本案を提出する。